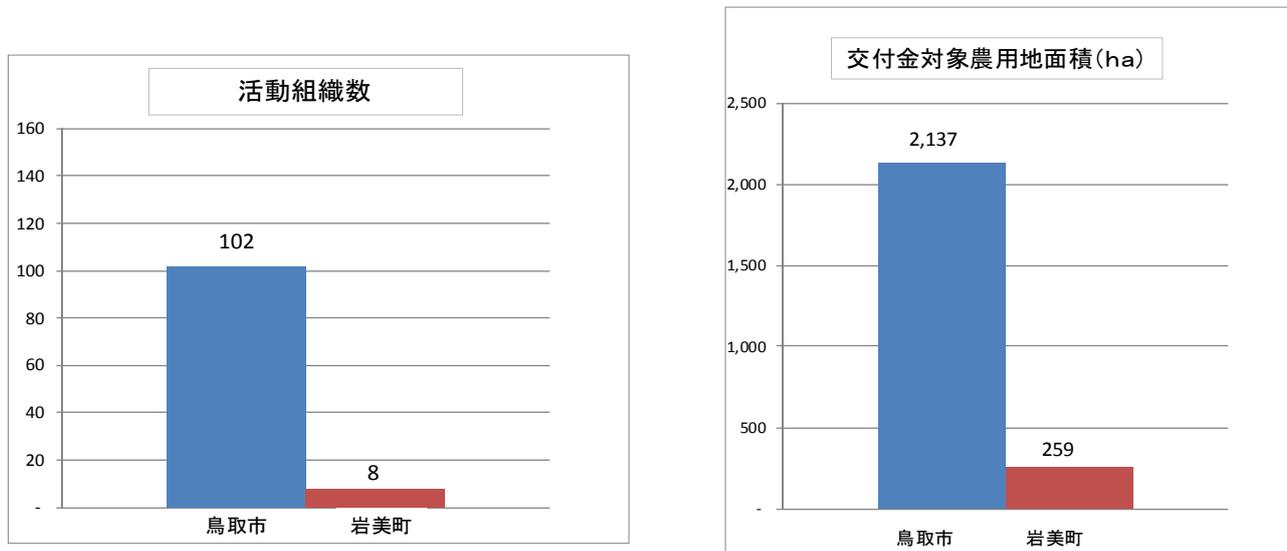


VI 日本型直接支払制度の取り組み概要

1 農地水保全管理支払交付金(共同活動支援)

平成19年度からスタートし、平成25年度において、活動組織数110、共同活動取組面積2,396haで、これは、農振農用地面積の36.6%を占める。(県全体では農振農用地面積の28.7%)

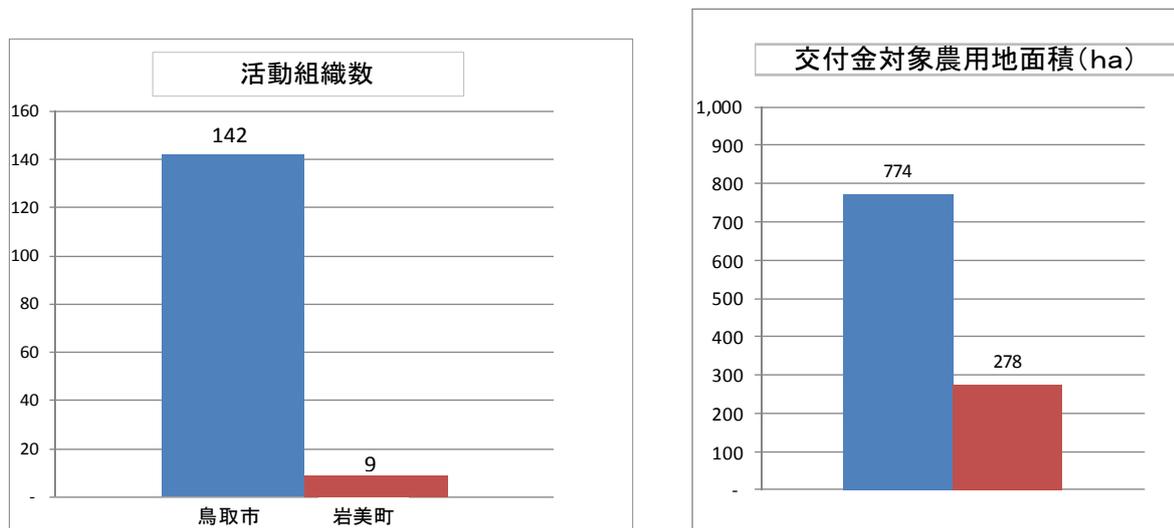


平成25年度 農地・水保全課調べ

なお、農地水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金、向上活動支援交付金)は、平成26年度より多面的機能支払(農地維持支払交付金、資源向上支払交付金)に移行しました。

2 中山間地域等直接支払交付金

平成12年からスタートした中山間地域等直接支払交付金は、第3期対策(H22~H26)として実施しており、平成25年度において、活動組織数151、活動組織取組面積1,052haで、これは、農振農用地面積の16.1%を占める。(県全体では農振農用地面積の23.9%)



平成25年度 農地・水保全課調べ

※平成26年度からの制度体系



3 活動事例

番号	市町村名	鳥取市	活動組織名	山宮農地・水・環境保全協議会
農村環境向上活動のテーマ		景観形成・生活環境保全		
平成24年度の実践活動の概要				
基礎部分		農地・水向上活動		農村環境向上活動
道水路の草刈・泥上（5・3月予定）		施設の機能診断及び補修（4月） ゲート保守管理（5月） 獣害防護柵の設置、管理（6月） 異常気象後の点検・応急措置		農業用水の地域用水利用管理 農道脇に花を植栽した（7・10月）
取り組んで よかった点	<p>① 以前は地域住民の中に農業事業等に参加しない非農家があったが、集落全体で農業用水路の泥上げや農道の清掃の行事を定例化し、維持管理活動への非農家の参加を集落全体の行事として継続した。</p> <p>② 非農家が維持管理活動へ参加することで、日頃から話をしなかった住民との交流が始まり、維持管理の大切さを理解してもらうことができた。</p> <p>③ 本対策への取組をきっかけに、活動に地域内の子供会、女性部、老人会などが参加することとなり、除草や植栽ができた。</p> <p>④ 本対策により、以前はほとんどなかったイノシシ被害が、集落全体を防護することにより、継続して被害の低減が図れた。</p>			
今後の 活動への 目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非農家の方や、子供、女性、老人が行事に参加する仕組みができたので、今後も継続させたい。 			
取り組みの中 で苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の中で、役員の人選に苦労した。 ・ 活動のとりまとめ役の引き受け手が無く、結果、同じ者が継続して行う事となっている。 			



水路の石泥上げ



地域住民による施設の点検



子供会による用水路など美化啓発活動



電気柵の設置、管理

番号	市町村名	鳥取市	活動組織名	東今在家農地・水・環境保全会
農村環境向上活動のテーマ		景観形成・生活環境保全		
平成22年度の実践活動の概要				
基礎部分		農地・水向上活動		農村環境向上活動
水路の草刈・泥上げ（9月）		砂利道のコンクリート舗装		
取り組んで よかった点	② 非農家が参加して農家と一緒に作業して農家の水路・道路の管理の難しさや重要さがお互いに理解できコミュニケーションが進んだ。			
今後の 活動への 目標等	・ この事業を継続し地区全体で水路・道路の維持・管理が出来るようになると、地区の活性化にもつながると思う。			
取り組みの中 で苦勞した点	・ この事業では作業後の懇親が日当で出来るが事業がなくなれば継続できるか心配である。			



水路の草刈・泥上げ



砂利道のコンクリート舗装



管理道の草刈



水門の点検

番号	市町村名	岩美町	活動組織名	浦富地域資源を守る会
農村環境向上活動のテーマ		景観形成・生活環境保全		
平成23年度の実践活動の概要				
基礎部分		農地・水向上活動		農村環境向上活動
道水路の草刈・泥上（8～10月） 遊休農地保全（8・11月）		施設の機能診断及び補修（8～10月） ゲート保守管理（10月） 異常気象後の点検・応急措置		農業用水の地域用水利用管理（8月） 農道脇に花を植栽したプランターを設置（11月）
取り組んで よかった点	② 共同作業で実施する草刈活動によって農地周りに生い茂っていた草木がなくなり、景観形成活動で実施する花の植栽と併せて、地域の景観が格段に向上した。また、それらの活動によって地域住民とのふれあいが増えた。			
今後の 活動への 目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地を生じさせない体制を構築すること。 ・ 地域の良好な景観を維持するため、農地周りにゴミを捨てさせないような環境をつくること。 			
取り組みの中 で苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同活動に多くの地域住民に参加していただくこと 			



水路の泥上げ



遊休農地発生防止のための保全管理活動



水路の目地詰め



地域住民による農道脇への花植え

Ⅶ 生産組織等の活動事例

農事組合法人 良田生産組合 (鳥取市良田 代表者：小谷 尚己)

1 集落の概要

- (1) 総戸数：23戸（農家戸数：20戸）
- (2) 耕地面積：19.0ha

2 法人の概要

- (1) 設立日：平成11年6月1日
- (2) 資本金：650万円（1戸65万円）
- (3) 役員：6人
(理事2人、運営委員3人、監事1人)
- (4) 会計期間：2月1日～1月31日
- (5) 利益処分：従事分量配当
- (6) 構成員数：12人 雇用状況：年間延べ10人
- (7) ホーダー：農業専従者が中心
- (8) 経営面積：田18ha（借地）



(組合の看板と青島)

- (9) 主要作目：

作目名	面積
水稲	16ha
大豆	0.14ha
野菜他	0.9ha

(コシヒカリ5ha、ひとめぼれ8.8ha、きぬむすめ2ha)

- (10) 作業受託：

水稲	
作業内容	面積
耕起	延べ 0.38ha
代かき	
田植	
収穫	



- (11) 機械装備：

機械施設	能力等	台数	機械施設	能力等	台数
トラクタ	21, 24, 31ps	3	粃すり機他		1
田植機	5条	2	大豆播種機		1
コンバイン	4条	2	ロータリーカルチ		1
播種機	全自動	1	管理機		1
乾燥機	28、50×2、 53石	4	格納庫		1
自動車	軽トラ、2tトラック、 バン	3	ハウス		2棟
					他

- (12) 認定農業者：平成23年 8月（更新）
- (13) 特定農業法人：平成21年12月（更新）

3 設立の目的

- (1) 税務も含めた会計の労力軽減、効率化
- (2) 対外的な信用確立、内部運営の効率化



(育苗ハウスを利用したストック栽培)

4 組織化への取組経過

- (1) 昭和62年、転作に対応するために「良田大豆生産組合」(14戸)を設立し、麦・大豆の集団栽培(農地の団地化と機械の共同利用)を始めた。
- (2) 昭和63年には水稻も含めた一集落一農場方式の「良田水稻大豆生産組合」(10戸)に発展した。この際、個人で機械を持たない事を申し合わせ、組合運営に必要な機械は買い取り、それ以外は売却処分してもらった。
- (3) 白色申告で税務申告をしていた農家が多く、標準課税がなくなることによる税務申告の煩雑さを解消するため、法人化の気運が高まり、平成10年に発起人会を立ち上げ、平成11年6月1日に設立した。
- (4) 活用事業：農業法人育成支援事業、鳥取県21世紀水田農業確立対策事業、鳥取市認定農業者支援事業等
- (5) 出資金：400万円(1戸40万円)で設立し、その後、増資を行った。

5 農業経営・運営の特徴

- (1) 組織体制は、理事会の下に運営委員会を生産係、機械係、会計係を設置し、円滑な組織運営にあたっている。
- (2) 水管理、草刈り等の日常管理は、組合員にほ場を割り振って委託している。
- (3) 特別栽培米にも取り組み、付加価値栽培の生産と販売を行っている。
- (4) 経理は、会計ソフト(ソリマチ)を使用している。

6 現在抱えている課題等

- (1) 現構成員の今後の高齢化に備えた後継者育成。
- (2) 規模拡大による雇用の検討と機械更新。

7 今後の計画

- (1) 近隣の集落の農用地について更に集積及び作業受託することを目指す。
- (2) 県認証特別栽培米「湖山長者米」の作付けと販路の拡大を図る。
- (3) 白ネギ、花き栽培による労働の周年化と更なる収益増大を目指す。

8 法人化による成果

- (1) 社会的に認知されることで、農用地の集積が図られた。
- (2) 信頼度も上がり、特別栽培米の販売先確保へとつながった。



(視察研修受け入れの様子)



(代かき作業の様子)

農事組合法人 ラブグリーン細見

(鳥取市細見 代表者：青木善美)

1 集落の概要

- (1) 総戸数：21戸（農家戸数：18戸、うち専業8戸）
- (2) 耕地面積：12.1ha（うち水田11.2ha）



法人総会(毎年4月)

2 法人の概要

- (1) 設立日：平成14年2月13日
- (2) 資本金：289万円（1戸17万円）
- (3) 役員：8人（理事7人、監事1人）
- (4) 役員報酬：なし
- (5) 会計期間：3月1日～2月末日
- (6) 利益処分：従事分量配当
- (7) 構成員数：17人 雇用状況：—
- (8) ホール数：6人（農業専従者が中心）
- (9) 経営面積：田 10.4ha（借地）



水稻播種作業

- (10) 主要作目：

作目名	面積
水稻	9.5ha
備蓄米	0.5ha
野菜	0.4ha

 （コシヒカリ4.6ha、きぬむすめ4.4ha、もち他0.5ha）

- (11) 作業受託：

水 稻	
作業内容	面積
収穫	3.0ha

- (12) 機械装備：

機械施設	能力等	台数	機械施設	能力等	台数
トラクタ	22、33ps	2	水稻播種機		1式
田植機	4条	2	ツインハロー		1
コンバイン	4条	2	大豆播種機		1式
フォークリフト		1	ロータリーカルチ		1
乾燥機	20, 30, 40	3	動力噴霧器		1
糶摺機	石	1	マニユアスプレッダ		1
色彩選別機	5インチ	1	畦塗機		1
低温貯蔵庫		1	コンプレッサ		1
精米機	108袋	1	ビニールハウス		2棟
選別計量器		2	格納庫		3棟

- (13) 認定農業者：平成24年3月（更新）

3 設立の目的

- (1) 一集落一農場による村づくり、活性化
- (2) 組合員の収益の向上
- (3) 耕作放棄地をつくらない
- (4) 税務も含めた会計の労力軽減、効率化



イノシン柵の共同設置作業

4 組織化への取組経過

- (1) 平成11年、「農地を守る集落営農組織育成事業」(単県)の実施をきっかけに、集落営農組織の設立について話し合った。
- (2) 平成12年に任意組合の口細見生産組合を設立した。
- (3) 平成12年、先進地調査や集落のアンケート調査をした結果、任意組合のままに行くより口細見生産組合を一気に法人化し、集落の農地の管理と同時に農業経営を行っていくのが、口細見集落の活性化に一番つながるという結論に達した。
- (4) 平成13年11月、法人化に向け発起人会を設立した。
- (5) (農)良田生産組合を参考にしながら法人化を推進、設立に至った。
- (6) 活用事業：中山間地域等直接支払制度と補助事業を活用した機械、施設の整備
- (7) 出資金：289万円(1戸17万円、1口1万円)

5 農業経営・運営の特徴

- (1) 組織体制は、運営委員会14名。代表理事1名、総務(代表理事が兼務)、会計2名、生産・販売(水稲2名、ハウス3名、露地2名、販売1名、機械2名、監査1名)を設置し、円滑な組織運営にあたっている。
- (2) 草刈りは原則として土地所有者に委託している。委託料10,000円/10a。
- (3) 水管理は組合員に担当区域を割り振りしている。
- (4) 地代は15,000円/10a。
- (5) 地域のイベントに積極的に参加し、他集落との交流を促進している。

6 現在抱えている課題等

- (1) 補助金に頼らない経営の安定化
- (2) 米、野菜の直接販路の確保
- (3) 野菜、加工食品の開発、販売
- (4) 大型農業機械更新の財源確保



特別栽培米のための堆肥散布

7 今後の計画

- (1) 県認証特別栽培米や地産地消野菜の生産、販売の拡大。
- (2) 集落の農用地を集積する。(集積目標12ha)
- (3) 近隣集落農用地の受託作業を行い、規模の拡大による経営安定化を図る。

9 法人化による成果

- (1) 個々の収益向上につながった。
- (2) 集落内の連帯感が高まり活性化につながった。
- (3) 耕作放棄地の発生防止になった。
- (4) 地域住民の働く場の確保ができた。
- (5) 有機肥料、減農薬により環境保全が図られた。
- (6) 他地域との交流、受託による支援が促進でき、地域活性化の一助となった。



アスパラガスの取り組み

農事組合法人 大谷生産組合

(岩美町大谷 代表者：岸 龍司)

1 集落の概要

総戸数：500戸（農家戸数：180戸）

2 法人の概要

- (1) 設立日：平成17年3月30日
- (2) 資本金：1,185万円（1口1,000円）
- (3) 役員：10人（理事8人、監事2人）
- (4) 会計期間：2月1日～1月31日
- (5) 利益処分：従事分量配当
- (6) 構成員数：141人 雇用状況：なし
- (7) ホール数：4人（農業専従者）
- (8) 経営面積：58.5ha（借地）（内畑0.7ha）



レーザーレベラーによる均平作業

- (9) 主要作目：
(H26)

作目名	面積
水稻	29.8ha
大豆	16.5ha
飼料稲	12.2ha

(コシヒカリ、ひとめぼれ、きぬむすめ、
ハクトモチ)
(サチユタカ)

- (10) 作業受託：
(H25)

水 稻	
作業内容	面積
代かき	0.2ha
収穫	0.4ha

- (11) 機械装備：

(H26)	機械施設	能力等	台数	機械施設	能力等	台数
	トラクタ	55, 64, 65	3	ブロードキャスト	6条	1
	田植機	ps	2	不耕起播種機		1
	コンバイン	8条	2	大豆コンバイン		1
	乗用管理機	6条	1	農機具格納庫		2
	ロータリ		2	レーザーレベラー		1
	ツインハロー		2	フォークリフト		1
	畦塗機		1	自走草刈機	3	
	溝切機		1	ミニライスセンター	1	
				精米施設	1	

- (12) 認定農業者：平成21年6月（更新）

3 設立の目的

- (1) 大区画ほ場整備を契機に、地域の水田を自分たちで守る仕組みを作る。
- (2) 効率的な営農により、地域の担い手として経営を確立する。

4 組織化への取組経過

- (1) 平成12年に、県営ほ場整備事業により大区画ほ場整備に取りかかった。平成16年4月、面工事が完了した。
- (2) 平成14年3月、任意組合として「大谷生産組合」を設立したが、任意組合では農地の利用権設定ができないことから、平成17年2月、任意組合を解散し3月に法人設立に至る。
- (3) このとき経営面積は53.6ha（うち転作18ha）で、転作作物を大豆とするブロックローテーション方式による作付とした。
- (4) 事業活用は、「鳥取県21世紀水田農業確立対策」、「強い農業づくり交付金」、「チャレンジプラン支援事業」など。
- (5) 出資金：任意の生産組合当時の資金（各戸割）を充当した。

5 農業経営・運営の特徴

- (1) 役員は、総務部、営農・施設部、企画・開発部の各担当に分かれ、連携して運営を行っている。
- (2) 理事会の他に、評議員会を設け、重要事項の提案と審議を行っている。
- (3) ほ場整備地区内の水田を組合が一括管理し、ブロックローテーションによる作付を行っている。
- (4) 大型省力機械・施設類を導入し、作業の効率化を図っている。
- (5) 水管理は、区画を分け、分担して行っている。
- (6) オペレータ及び補助作業者には従事分量配当を支払っている。
- (7) 平成20年からは、「農地・水・環境保全向上活動」に取り組んでいる。
- (8) 平成21年度からは、鳥取県認証の特別栽培米にも取り組み、米の高付加価値化を図っている。
- (9) 同じ平成21年にはミニライスセンターを設置し、米の直販率向上と収益性向上を図っている。販路は集落内、町内、及び観光業者や飲食店などである。
- (10) 経理は、パソコンで会計ソフトによっている。

6 今後の計画・課題等

- (1) 後継者育成を図る。
- (2) 米の直販率向上・食味向上を図る。
- (3) 栽培の一層の低コスト化、作柄向上を図る。



高能率田植機による作業



ミニライスセンターを活用し米直販拡大

7 法人化による成果

- (1) ほ場大区画化と効率的な技術・機械採用により、生産性が向上した。
- (2) 特別栽培米の直販が拡大するなど、収益性が向上した。

鳥取県東部地区 集落営農法人一覧

H26.4現在

NO	名称	市町	設立年月	組合員数 (戸)
1	(農)良田生産組合	鳥取市	H11.6	12
2	(農)邑美水稻生産組合	鳥取市	H11	106
3	(農)ラブグリーン細見	鳥取市	H14.2	17
4	(農)大谷生産組合	岩美町	H17.3	141
5	(農)北村生産組合	鳥取市	H17.11	23
6	(農)向国安生産組合	鳥取市	H19.2	12
7	(農)ファームかみだん	鳥取市	H19.3	18
8	(農)朝月農業生産組合	鳥取市	H19.3	41
9	(農)らくあい農場高路	鳥取市	H19.4	16
10	(農)たにひとつぎ	鳥取市河原町	H19.5	35
11	(農)因幡白兔	鳥取市	H19.10	60
12	(農)小別所生産組合	鳥取市鹿野町	H20.3	28
13	(農)山根営農組合	鳥取市国府町	H20.4	10
14	(農)小田みなみ	岩美町	H21.3	26
15	(農)ファームなかいいち	鳥取市河原町	H23.4	22
16	(農)土居生産組合	鳥取市気高町	H23.4	13
17	(農)日光農産	鳥取市気高町	H23.12	34